

横須賀市青少年育成推進員設置要綱

（設置）

第1条 地域における青少年の健全育成及び非行防止に関する取組みを推進し、青少年の健やかな成長を支援するため、横須賀市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（推進員）

第2条 推進員は、次に掲げる者のうちから、連合町内会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。この場合において、連合町内会長は、必要に応じ、当該連合町内会の区域内に存する中学校の校長の意見を聴くものとする。

（1）青少年の健やかな成長を支援するため、青少年の育成に関心を有する者

（2）青少年に対して深い理解と愛情をもって積極的に活動できる者

（3）人望が厚く、広く社会の実情に通じている者

2 推進員の定数は、160人以内とする。

3 第1項の推薦は、青少年育成推進員推薦書（第1号様式）により行うものとする。

（任期）

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けたときの後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第4条 推進員は、担当地区ごとに協議し、担当地区内の学校や町内会、自治会、その他青少年に関わりのある関連団体と連携し、青少年の健全育成及び非行防止に関する取組みを行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、推進員は、各担当地区ごとに青少年育成活動地域連絡会を組織し、加入するものとする。

3 推進員の担当地区は、居住地を中心に、当該推進員が所属する連合町内会の区域内に存する中学校の通学区域とする。ただし、当該通学区域が複数存する場合は、市長が指定する通学区域とする。

（横須賀市青少年育成推進員証）

第5条 推進員は、前条の職務を行うときは、横須賀市青少年育成推進員証（第2号様式）を携帯しなければならない。

（報償費）

第6条 推進員の報償費は、年額20,000円とする。

（連絡協議会）

第7条 推進員は、活動の推進及び活動上の連絡、協議のため、横須賀市青少

年育成推進員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会の構成、役員、運営等については別に定める。

3 推進員は、連絡協議会へ加入するものとする。

（その他の事項）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

（1）横須賀市青少年相談員設置活動要綱（昭和39年5月1日制定）

（2）横須賀市青少年指導員設置要綱（昭和59年4月1日制定）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成26年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「160人」とあるのは「170人」とする。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

青少年育成推進員推薦書

		年 月 日
(あて先)横須賀市長		
推薦団体名		連合町内会
		連合自治会
住所		
代表者氏名		
電話番号		
青少年 育成推進員 候補者名	住 所	〒 ー 横須賀市
	フリガナ	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	担当する学区	中学校区
	備 考	
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 5 条関係）

横須賀市青少年育成推進員証		
N o .	学区	中学校区
氏名		
年 月 日		
横須賀市長		印